

第6回人権救済条例見直し検討委員会議事録

1 日時等

- (1) 開催日時 平成18年10月17日(火) 午前10時から正午まで
- (2) 開催場所 鳥取県庁第22会議室(鳥取市東町)
- (3) 出席者名 委員：永山会長、朝倉委員、大田原委員、國歳委員、田村委員、長井委員、
中村委員、樋口委員、安田委員
関係機関：鳥取県在日外国人教育研究会連絡会、タイム(とっとり国際交流連絡会)
(財)鳥取県国際交流財団
鳥取県立精神保健福祉センター、健康対策課、東部総合事務所福祉保健局、
鳥取県立中央病院
事務局：柴田総務部次長、磯田人権局長、安田人権推進課長

(4) 議 事

- ア 人権救済制度の状況について
- イ 次回の開催等について

(5) その 他

- ア 公開又は非公開の別 公開
- イ 傍聴者数 約10人

2 議 事

(1) 人権救済制度(外国人の分野)の状況について

事務局の聞き取り調査結果、関係機関(民間の支援団体)による取組状況の説明を交え、外国人の人権救済制度について議論された。

意見の要旨は次のとおり。

事務局から説明のあった事例の問題の大半は言語による不利益の問題であり、これらには公的サービスの充実などの配慮は望ましいが、これらを人権侵害として構成しようとすると理論的に行き詰まる。

国際的に言語権というものが議論されることがあるが、これは少数民族が自分たちの言語で教育を受けることを要求する権利として用いられることが多く、どこでも母国語を使える体制を行政が整えるべきという主張までは成り立ちにくい。

教育を受ける権利、生存権にかかわる問題は法律の整備を待って実現される性質のものが多く、誰に対する何の権利なのか不明確なもので人権として構成するのは困難。

この委員会では公的サービスの充実が求められる分野と人権侵害の救済が求められる分野とを慎重に分けて扱うべき。

アジアからもたくさんの方が日本に来ているし、鳥取県内で外国人に対する人権侵害事例がないわけではないと思う。国際結婚の夫婦でのDVの事例とか、件数は多くないかもしれないが実際にある。国際結婚に伴い、いろいろな問題が多発しているが、県は正確に把握していないと思う。そういう問題に対し県が対応してくれないかという意見もあり、そういう人たちの人権を考えないといけない。外国人配偶者に対するDVなどの場合、被害者は避難しなければならないが、両親が離婚したら子ども

もは国籍法上の取扱いで滞在資格が無くなり国外退去しなければならないといった事例は全国でたくさんある。現在はそのような事例に対処する機関がないため実態を把握できていないだけである。また、外国で生まれた人と違い、在日3世、4世の人については別の側面もあるので、単に言葉の問題だけではない。他県では北朝鮮の核実験に起因して在日コリアンに対する嫌がらせなどが起きているが、それを訴える機関がない。

鳥取県内でも在日外国人に対する差別、差別意識がないわけではなく、在日韓国・朝鮮人に韓国、朝鮮に帰れという差別落書きの事例は学校などでも具体的にある。国際結婚で鳥取の男性と結婚した中国人女性が経済的に豊かでない側面を利用され、家庭内での少々の不遇な扱いは我慢させられているということもある。しかし、県内に相談機関はないため、そういう実態を県は全く認知していない。差別意識と言語の問題は違う。日本人とは違うという意識に基づいて外国人を排除、拒否するというような差別意識に基づく差別事件がいくつもあるということは知っておいてほしい。

外国人の問題は全て言語の問題だから対応しなくてもよいということではなく、言語による問題も多いので当委員会ではそこを除いて実質的な人権侵害について議論すべき。

DVについても国際結婚の場合には特有の問題があるのかどうか。外国人のDV被害者の支援にあたっては、国際法上の問題を踏まえ限界を理解しながら対応していくしかない。その過程に条例による救済制度をつくってどう機能させるのかイメージが浮かばない。DV被害者の支援施策を外国人に対しても十分対応できるよう充実させる必要はあると思うが、新しい機関を立ち上げてしなければならないほどの必要性があるのかどうかという問題である。

以前にこの検討委員会では鳥取県ではDV施策は比較的うまく機能しているという評価をしている。それが外国人の場合もうまく機能しているかどうかということだと思う。

外国人が逮捕されたとき十分な権利が与えられているかという問題はある。しかし、ここは人権救済条例の見直し検討委員会なので、差別、ひぼう中傷、虐待など条例の救済システムの中に外国人が直面している問題を組み込むことができるかどうかということ。この条例で全部抱え込んでも機能しない。公的サービスの向上、今のシステムの機能向上でしか解決できないものや、条例で解決できることとは何かを議論すべき。また嫌がらせやひぼう中傷に人権救済条例で対処できるのか。調査する過程で他の一般県民の人権を侵害することにならないかという問題もある。

外国人のDV被害者の場合、支援センターに保護された人は救われるが、そこまでいけない人もいるし支援制度に関する情報を知らない人もいる。

それは外国人に限らずすべてのDV、児童虐待の事例にも言えること。外国人が地域に定着したときに地域の組織、自治体のあり方、地域で外国人をどう支えていくのかということを含めて議論しないといけないが、それは人権救済機関のすべき問題ではない。

行政や地域社会の組織に訴えることができる人とそれができない人とを分けて、そこから行政ができることを追求していかないといけない。話を聞いてくれるだけでもよいので、そこへ行けば対応してくれるという機関を作った方がよい。

市町村、県ともいろいろな窓口があるが、外国人は窓口をたらい回しにされているのが現状。どこへ相談をすればよいのかわからない。今現実には起きている問題はどこも解決してくれない。現状として子どものことで教育委員会が機能しないことが多く、制度が充実していなくて困っているので、制度が充実されるまで待つということにはならない。条例は一步踏み出すことと期待していた。

インターネットでの差別書き込み事件があったが、在日コリアン全体に対するひぼう中傷を具体的に最終的な解決ができる機関がない。

言語の問題も、結婚してこれから日本で暮らしていこうとする外国人にとっては大きな問題で、日本語習得のための勉強も一生懸命しているが周囲からなかなか理解されていないという状況であり、生存権、夫婦で暮らしていく権利がどう保障されるのかが問題である。

外国人に関しては行政に救済機関がないという問題がある。

外国人も一人の人間であって、色々な問題にかかっているのだから、外国人であるということが特別な人権問題ではなく、いろいろなところに総合的な窓口が必要。そして、そこではどちらかという個別の救済ではなく施策提言をすべきということになると思う。

窓口のレベルにも色々あるが、ある程度は対応できている。しかし窓口を知らない、知っていても公共交通機関を利用できずたどり着けないなどの問題はある。外国人にその窓口の存在をいかに伝えるかに問題がある。

外国人に関しては総合的な相談窓口がないため必要であるということが共通の理解となっていると思う。

インターネットでのひぼう中傷など、言葉による攻撃に対してどう対処できるのかということ、表現には表現で対抗することしか思い浮かばない。日弁連がポスターを作って啓発活動をしたように、人権救済委員会がそのような啓発活動をするという対応もあるが、条例で表現による攻撃からどのように被害者を救済するのか疑問に思っている。

生存権に基づいて各種サービスを提供することは自治体そのものの機能であり、その中で人権救済として取り上げるものは何か。外国人は日本国籍がない人ということだが、外国にも色々な国があり「外国人」で一般化してとらえることができるか。他方で、外国人に特有な問題としてどういうものがあり、その救済の方法はどのようなものがあるのかを検討しなければならない。

国際結婚による問題や人身売買など、外国人特有の問題はある。労働についても、外国人は入管法で一時的な位置づけでしか働けない。日本の法律がそうになっており、法制度上の問題である。これは構造的な問題でパリ原則のとおり国に対して提言するのが望ましいと思う。それをしようと思えば人権救済条例によるシステムでは全然出来ない。別のシステムが必要。

窓口に来れない人をどう救うのか。外国人の妻が家庭や地域で不遇な扱いを受けていることを周りの人たちは知っている。それを地域がどう受け止めどう解決していくか、地域社会の作り方全体を考えないと解決しない。

差別意識というものは日本社会の中で何年もかけて生まれてきたもの。これをシステムをつくって解決することはできない。これは教育の問題であり、行政はそれを支援することが必要である。

外国人の人権に関しては既存の制度は機能していないと思う。

人権救済を検討するとき日本国憲法の下で議論することが大前提だが、外国人の人権は憲法の下ですべて保障されているわけではない。国連による種々の人権条約は日本も批准しているが、それに違反、矛盾しないように国内法が改正されていないものもある。国内法で本来は対応できるが、対応しきれない部分、そういった抜け落ちたものを救済するために自治体で何かができることがあるのならすべきと思う。

タイムの提出した企業による外国人労働者の外出禁止の事例は鳥取県内での事例。当事者はクリスチャンで教会に行きたいが企業の理解が得られず、ある時経営者に黙って数人で出て行って、その中の一人が丸坊主になって経営者に謝ったという事例である。

明確な労働基準法違反であれば労働基準監督署に調査権がある。逮捕権もある。しかし人権救済条例でできることはゆるやかな調査権でしかない。

行政もいろんな窓口を作っているが実際に相談に行っている人は少ない。行政は外国人に対し、どのような窓口がどこにあるといった説明を全くしていない。人権救済にあたるのかはわからないが、外国人に対するサポート体制をどうするのか。訴える機関があるのかという問題である。

個別事例に対する具体的、即時的な解決も大事だが、提言は是非行ってほしい。提言を受けたところが次の対応を示すことが解決の糸口になることもある。

高校への進学問題など身近に事例はあってもみんな気がついてない。新たな問題はいろいろ出てくるし全国で起きていることはこれから鳥取でも起こってくると思う。問題が起きて行政に対応を求めても行政からは検討中、公平性という返事しか得られない。とにかくどうかしてほしいのが切実な思い。救済機関は行政にそういう提言をしていただける機関であって欲しい。

実際に携わる人の望みとして発言があったことは、ここへ行けば解決してくれるという機関が欲しいということ、その機関では今ある問題に対応するだけではなく、今後起こりうることも想定して提言なども行える機能を持って欲しいということだったと思う。

外国人労働者の事例では、救済機関が事業主を呼び出して話をするのか、それとも当事者同士で話し合いをさせることが望まれるのか、どういう形なら当事者が納得するのか現場から見て意見をいただきたい。

企業に対しては法的に制約できるが個人へは法律で制約できない。教育しかない。押しつけても差別はなくなり、自覚の教育が必要。

(会長) 人権救済条例は準司法的な救済を趣旨としているが、そうではなく啓発が必要という意見。今日は人権をめぐる総合的な施策について議論していただいたと受け止めている。

国籍、ルーツが違っていても同じ市民として受けて欲しいというのが訴えの本質である。個人が自治体に対して訴えるときに、鳥取では何ができるのかを議論していただきたい。

(会長) 外国人に対して、行政機関に訴えることは可能だということの広報が必要。また、訴えた場合に不利益がでないようにしないといけない。

(2) 人権救済制度(疾病、性的マイノリティ、刑を終えた人の人権の分野)の状況について

事務局の聞取調査結果、関係機関(民間の支援団体)による取組状況の説明が行われ、次回引き続き検討を行うこととされた。

(3) 次回の開催等について

次のとおり開催することが決定された。

ア 日程等 平成18年11月21日(火) 午前10時から正午まで 県庁第22会議室

イ 検討内容 疾病、性的マイノリティ、刑を終えた人、同和問題に関する人権救済制度の状況について検討を行う。